

核兵器禁止条約の採択について

核兵器廃絶・平和建設国民会議
(略称：KAKKIN)

核兵器を法的に禁止する核兵器禁止条約が、国連本部で開かれていた同条約交渉会議で7月7日に、賛成122、反対1、棄権1で採択された。9月20日に署名が始まり、50ヶ国が批准してから90日後に発効することとなった。

6月中旬から国連本部で、核兵器禁止条約の第2回交渉会議が、193の国連加盟国の6割強にあたる124ヶ国が参加して開催されていた。NPT（核兵器拡散防止条約）で核兵器保有国と位置付けられている米国・ロシア・英国・フランス・中国、およびNPT未加盟のインド・パキスタン・イスラエルやNPTから脱退宣言をした北朝鮮など核兵器を保有しているとみられている国々は、この交渉会議に参加していない。また、NATO（北大西洋条約機構）のほとんどの加盟諸国や日本・韓国・豪州も参加していない。このように核兵器保有国と、その抑止力の下にある国々が参加しない中で同条約は採択された。

核兵器禁止条約は、第1条で核兵器の開発、生産、使用、使用の威嚇を禁止している。したがって、このままで核兵器保有国がこの条約に参加することが難しいと判断される。核兵器禁止条約によって核兵器廃絶の姿を示したことは前進だが、NPTにより核兵器の拡散防止を徹底し、核兵器保有国の核弾頭数削減を着実に進め、「核兵器のない世界」をめざすことが現実的には最も重要である。そのためには、核兵器保有国と非保有国との合意形成が重要であるが、現状では双方の理解は進んでいない。この条約が採択されたことだけで核兵器廃絶への前進は見通せない。

日本政府は、唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けた実効性ある合意形成への努力を積み重ねるべきである。

KAKKINは、無為も、拙速も、ともに排するものであり、今後の国際社会の動きと日本政府の対応に注目していくとともに、われわれの立場からの核兵器廃絶に向けた運動を地道に展開していくことを、ここに表明する。

以上